【規程番号　神女大短Ⅰ－012】

神戸女子大学・神戸女子短期大学教務委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という）の教育課程における教育プランの企画、運営、充実等を図ることを目的として常設する教務委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（業務の包括）

第１条の２　委員会は次の委員会の業務を総括する。

（1）学籍異動に関する委員会
（2）ＦＤ委員会
（3）全学共通教育運営委員会

（審議事項）

第２条　委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

（1）本学の教育課程の調整に関する事項
（2）本学の資格養成講座の調整に関する事項
（3）学則に定められた教育課程に基づく授業計画に関する事項
（4）学則に定められた教育課程に基づく授業時間割編成に関する事項
（5）学年暦の作成に関する事項
（6）授業計画書（シラバス）に関する事項
（7）履修要領に関する事項
（8）卒業判定に関する事項
（9）教務部所管の学則の変更に関する事項
（10）教務部所管の諸規則に関する事項
（11）教職支援センター運営委員会との連携に関する事項
（12）全学共通教育部との連携に関する事項
（13）国際交流推進部との連携に関する事項
（14）学習支援に関する事項
（15）前条に定める委員会に関する事項
（16）その他委員長が必要と認めた事項

（組 織）

第３条　委員会は次の各号に掲げる教職員をもって組織し、学長が任命する。

（1）教務部長
（2）教務部次長
（3）各学科・課程からの代表者各１名
（4）全学共通教育運営委員会からの代表者１名
（5）教職支援センター運営委員会からの代表者１名
（6）国際交流推進委員会からの代表者１名
（7）各研究科からの代表者１名

(8) 教務事務部長
(9) 教務課長

2　委員長は必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

（委員の任期）

第４条　前条第１項第１号、第２号、第４号、第５号及び第６号の委員の任期は、その在任期間とする。

2　前条第１項第３号及び第７号の委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

3　委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会には委員長を置き、教務部長がこれに当たる。

2　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者又は教務部次長がその職務を代行する。

（運 営）

第６条　委員会は委員長が招集し、議長として議事運営に当たる。

2　委員からの提案は各所属学科・課程・専攻・所属委員会・部の意見を集約したものを原則とする。

3　委員会は委員の３分の２以上の出席をもって成立し、出席者の３分の２の賛成をもって委員会決議とする。

4　議事の記録は委員の持ち回りとする。

（守秘義務）

第７条　委員は次の各号に掲げる事項について、委員長の許可なく委員以外の教職員及び学生に口外してはならない。

(1) 個人情報に関する事項
(2) 委員会での審議中の事項
(3) 教授会等での未承認事項

（事務の所管）

第８条　委員会の事務は、教務課が行う。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子大学教務委員会規程及び神戸女子短期大学教務委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年６月13日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。